【令和８年１０月２８日】

南房総市農業・漁業
緊急経済対策給付金
－申請要領－

＜受付窓口・郵送申請先＞

● 南房総市 農林水産部 農林水産課

住所：〒299-2492　南房総市富浦町青木２８番地

電話：0470－33－1071

【受付時間】

午前８時４５分から午後５時まで（土・日・祝日を除く）

＜受付期限＞

令和９年２月１０日（水）まで

※郵送で申請される場合は、令和９年２月１０日（水）の消印までが有効となります。

本給付金の交付に当たり取り扱う申請者の個人情報については、南房総市個人情報の保護に関する法律などの規定に基づき適正に管理し、本事業実施のために利用します。

趣　旨

昨今の原油及び原材料価格の高騰により、厳しい経営状況に直面している農業及び漁業者の事業継続を下支えし、経費負担を軽減する支援をします。

１　対象要件

下記の要件をすべて満たしている必要があります。

(1) 令和７年分の農作物販売金額が５０万円以上ある農業者又は市内漁業協同組合及び同組合の組合員で令和７年分の漁獲販売金額が５０万円以上ある漁業者であること。

(2) 法人、飼料生産コントラクター、個人事業主であり、市内に住所を有すること。

(3) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。

(4) 市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を滞納していないこと。

(5) 現に事業を営み、今後継続して１年以上事業を継続すること。

(6)「暴力団排除に関する規定」（ｐ５参照）を遵守していること。

２　給付額

対象経費に応じて１万円から

事業者	対　　象　　経　　費	交付金額
農業者	令和７年分確定申告書などの対象経費における農薬費、燃料費、資材費の合計	対象経費×５％
漁業者	令和７年分確定申告書などの対象経費における燃料費、資材費の合計	

【経費説明】

農薬費（農薬の購入経費）・燃料費（灯油、重油、軽油などの燃料費）・資材費（出荷の際の資材購入経費（ダンボール・漁網など））

※　算定根拠の分かる書類を添付ください。交付額に１,０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

３　申請書類

以下の申請書類を提出してください。なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

南房総市農業・漁業緊急経済対策給付金チェックリスト

申請書類一覧		
□１	南房総市農業・漁業緊急経済対策給付金交付申請書（請求書） （記載例１）P3 参照	申請書は、請求書も兼ねています。記載内容に誤りが無いよう御注意ください。修正液等による修正も認められません。
□２	誓約書 （記載例２）P4 参照	誓約書の最下部にある住所、氏名及び連絡先の欄は、必ず自署でお願いします。
□３	振込先口座を確認できる書類 （通帳の写し）	口座名義人は、申請者名と一致するようにしてください。申請者と口座名義人が異なる場合は別途委任状（任意様式）が必要となります。
□４	本人確認書類	運転免許証、個人番号カード、パスポート等いずれか一つの写し。（記載された住所が申請書住所と同一のもの）
□５	算定根拠のわかる書類	令和７年分の確定申告書類等の写し （申請名義と同一のもの）
□６	出荷及び販売していることが分かる書類	令和８年の出荷伝票等の写し。 （申請名義と同一のもの）
□７	「暴力団排除に関する規定」 （申請要領 P5 参照）	

記載例１

申請書は、請求書も兼ねています。
修正液等による訂正はできません。

別　記

第１号様式（第５条関係）

農業・漁業緊急経済対策給付金交付申請書（請求書）

南房総市農業・漁業緊急経済対策給付金交付要綱第３条の交付対象者に該当するため、第５条の規定により給付金を申請します。なお、下記記載事項及び添付資料の内容については、事実と相違ありません。また、第６条の規定により給付金の交付が決定した場合は、口座へ振り込みをお願いします。

令和〇年〇〇月〇〇日

南房総市長　　宛

申請者住所　南房総市富浦町青木 28 番地
氏名（代表者）南房総　太郎　　㊞
連絡先　〇×〇-△◇〇▽-□△×〇

昼間に連絡が取れる連絡先を記載してください。

１　交付申請及び請求額　〇〇，〇〇〇円

２　算定根拠

その他の経費科目	金額
農薬費	〇〇，〇〇〇円　A
燃料費	〇〇，〇〇〇円　B
資材費	〇〇，〇〇〇円　C
合計（A＋B＋C）	〇〇，〇〇〇円　D
交付申請額（D×５／１００）	〇〇，〇〇〇円

※交付申請額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。また、給付金の額は、１０，０００円以上とする。

３　添付書類

(1) 誓約書（別記第２号様式）
(2) 振込先口座を確認できる書類
(3) 本人確認書類
(4) 令和７年分の確定申告書類の写し
(5) 令和８年度に販売出荷していることが分かる書類の写し
(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

申請者と口座名義人が異なる場合は、振込先の口座情報を記入してください。

４　振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 支店
口座種目	１　普通　　２　当座　　３（　　）	
口座番号		
口座名義人	フリガナ	
	氏名	

記載例２

第２号様式（第５条関係）

誓約書

私は、農業・漁業緊急経済対策給付金の申請をするに当たり、下記内容について、誓約します。誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、給付金の交付を受けられないことについて、異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

☑１　申請内容に虚偽はありません。

☑２　現在、農業又は漁業（以下「農業等」という。）を営むに当たり、関連する法令、条例等を遵守しています。

☑３　申請時点において、市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料に滞納はなく、当該市税等の調査について同意いたします。

☑４　現に農業等を営み、今後も１年以上にわたって農業等を継続いたします。

☑５　私（法人その他の団体にあっては、役員等）は、南房総市農業・漁業緊急経済対策給付金交付要綱第３条第２項各号（暴力団関連条項）のいずれにも該当しません。

内容を確認の上、✔を記入してください。

令和〇年〇〇月〇〇日

南房総市長　　宛

申請者住所　南房総市富浦町青木２８番地

氏名（代表者）南房総　太郎

連絡先　〇×〇-△◇〇▽-□△×〇

※法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

必ず自署してください。

4　交付の決定等

申請書類の審査の結果、本給付金を交付する旨を決定したときは、後日、交付決定通知書を発送いたします。なお、支給しない旨の決定をしたときは、その旨と理由を通知します。

その他留意事項

本給付金の交付後、対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本給付金の返還請求をいたします。この場合、申請者は、給付金を返金することとなります。

1　市は必要に応じて、申請内容の状況について調査する場合があります。その場合、交付対象者は市に協力するとともに、速やかに状況を報告願います。

2　交付対象者は、本給付金の申請にかかる書類一式について、全ての証拠書類を備えておかなければなりません。

暴力団排除に関する規定（Ⅱ対象要件（７）関係）

支給を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が、将来においても、次の各号のいずれにも該当しないこと。

一　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

二　次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア　自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ　暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ　市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者